喜 多 方 市 行 政 改 革 骨 子 検 討 資 料

資料３

地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（総務省）（平成17年3月29日） 第２　行政改革推進上の主要事項	大綱の視点	大綱	基本項目	指針番号	実施項目	H21年度実施レベル	取組概要	評価	見直しに向けた事由
１ 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化	簡素で効率的な行政づくりの取組（総務省指針第3） 総合計画２	大綱1 効率的・効果的な自治体の経営（総務省指針第3） 総合計画２							
（1）民間委託等の推進			１職員の意識改革と人材育成の推進（総務省指針４）	4	①人材育成基本方針に基づく自己啓発、研修内容と機会の充実	4	自治研修センター等の研修、実務研修会を開催。また、職員提案制度や人事交流を行った。さらに人事評価システム庁内検討委員会を立ち上げ、現在も検討を行っている。	A	今後の職員定員の適正化の推進に対応していくには、職員の資質向上が今よりも増して重要な取組となるため。
（2）指定管理者制度の活用				4	②職員提案制度の推進	4			
（3）PFI手法の適正な活用				4	③地方公共団体、国機関との人事交流	4			
（4）地方独立行政法人制度の活用				4	④情報社会に対応した能力向上	4			
（5）地方公営企業の経営健全化				4	⑤目標値を設定したISO14001の推進	4			
（6）第三セクターの抜本的な見直し				4	⑥人事評価システムの構築	2			
（7）地方公社の経営健全化			２効率的な組織機構（総務省指針2－(1)）	3－(1)	①喜多方市定員適正化計画に基づく定員管理	4	定員管理を行うとともに、プロジェクトチームを活用したほか、組織体制の見直しを検討した。また、小規模校の統合に向けた取組を行った。	A	今後の職員定員の適正化の進捗や分権型社会に対応し、効果的・効率的な行政サービスを提供するため、継続的な組織の再編、所管業務の見直しが必要であるため。 また、更なる職員定数の適正化や職員構成の平準化に引き続き取り組んでいく必要があるため。
（8）地域協働の推進				2－(1)	②プロジェクトチームの活用	4			
（9）市町村への権限委譲				3－(1)	③保育所、幼稚園施設の統合化、一元化の推進	2			
２ 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織				3－(1)	④小規模校のあり方	3			
（1）効果的かつ効率的な組織、				3－(1)	⑤横断的な組織機構の推進	4			
（2）PDCAサイクルによる正当性の検証、組織編成見直し				3－(1)	⑥公民館の組織体制の見直し	2			
				3－(1)	⑦本庁・総合支所の組織機構等の見直し	4			
３ 定員管理及び給与の適正化等			３ＰＤＣＡ（計画、実行、評価、改善）サイクル等の確立（総務省指針2－(2)）	2－(2)	①ＰＤＣＡ（計画、実行、評価、改善）サイクルの活用	4	事務事業を進める上で導入した。	A	総合計画の具現化に向け、 効率的な行政運営を行うための有効なツールであるため。
（1）定員管理の適正化				2－(2)	②費用対効果の活用	4			
（2）給与の適正化				2－(1)	③市民満足度調査、重要度調査の活用	4			
（3）定員・給与の状況の公表			４行政評価システムの推進（総務省指針2－(1)）	2－(2)	①行政評価システムの推進	4	「喜多方市総合計画フォローアップ委員会」を設置し検証を行ってる。	A	総合計画の具現化に向け、効率的な行政運営を行うための有効なツールとして有効であるため。

（4）福利厚生事業								
4　人材育成の推進								
5　公正の確保と透明性の向上								
6　電子自治体の推進								
（1）ICTを活用した業務改革に取り組むと共に、共同処理センターの運用を民間に委託する「共同アウトソーシング」を推進する等、低廉なコストで高い水準の運用								
（2）旧式（レガシー）システムについては、職員能力開発、民間の専門能力・ノウハウの活用により情報システムの調達の適正化を図る								
7　自主性・自立性の高い財政運営の確保								
（1）経費の節減合理化等財政の健全化								
（2）補助金等の整理合理化								
（3）公共工事								
（4）公的施設（国などが設置主体となる公的施設の新設、増築の禁止を、地方公共団体も準じる要請）								
8　地方議会								
（1）地方分権の進展に伴い、地方議会の果たす役割が増大し、これを踏まえた運営が求められている。一方で議員定数や報酬に対する批判に留意する必要があり、住民等に対する説明責任を果たすよう努める								
（2）行政改革大綱の進捗状況や、行政評価の結果等の報告説明とともに住民の多様な意見を把握し、集約・反映させるための取組								
第3　総務省における推進方針								

簡素で効率的な行政づくりの取組（総務省指針第3） **総合計画2**	**大綱1 効率的・効果的な自治体の経営（総務省指針第3）** **総合計画2**	5民間委託等の推進（総務省指針1-(1)）	1-(1)	①民間委託・民営化の調査検討、推進【生活環境課】	4	民間委託・民営化に努めた。	A	今後の職員定員の適正化の進捗状況に合せて、更なる民間活力の活用が必要であるため。ただし、委託が完了している個別実施項目については削除。
			1-(1)	①民間委託・民営化の調査検討、推進【下水道課】	3			
			1-(1)	①民間委託・民営化の調査検討、推進【総務課、社会福祉課、教育総務課】	4			
			1-(1)	①民間委託・民営化の調査検討、推進【総務課、教育総務課】	4			
			1-(2)	②指定管理者制度の導入に伴う「公の施設管理・運営方式」の見直し	4			
			1-(3)	③ＰＰＰ（公民連携事業）手法導入の調査研究	4			
		6電子自治体の推進（総務省指針６）	6	①申請・届出に関するサービス拡充	4	申請・届出に関する新システムの運用を開始。また、電子メール等による各種情報の提供を行ったほか、グループウェアの充実化、広域ネットワークの活用、さらに「喜多方市高度情報化推進計画」に基づき電子決裁及び文書管理システムが導入された。	A	より効率的・効果的な行政運営を図るには、更なる情報通信技術の活用が必要である。
			6	②電子メール等による各種情報の提供	4			
			6	③グループウェアの充実化	4			
			6	④電子決裁の導入	3			
			6	⑤文書管理システムの導入	3			
			6	⑥広域ネットワークの活用（外部施設での窓口サービス、IP電話化、郵便局でのサービス等）	4			
		7入札制度の改善（総務省指針7－(3)）	7－(3)	①現行制度の検証・改善	4	低入札価格調査制度を廃止し、最低制限価格制度を導入した。	C	一般競争入札の拡大など一定の改善が図られたことにより、今後は運用の中で時点修正等による見直し実施していくこととするため。
			7－(3)	②郵便入札制度及び電子入札制度の検討	4			
		8その他	7－(1)	①手続き、事務処理、対応等マニュアルの充実化	4	マニュアル、押印、納税貯蓄組合奨励金の見直しを進めるとともに、路線バスの運行見直しを図った。 また、公用車の運行管理システムの活用および口座振込みの促進を図った。	D	完了による。 ただし、対応等マニュアル充実化及び公共交通のあり方についてはＡ評価の継続とする
			7－(1)	②各種申請書等における押印省略の推進（庁内の申請書等も含む）	4			
			7－(1)	③公共交通のあり方（バスの運行方式等）	4			
			7－(1)	④納税貯蓄組合の奨励金見直し	4			
			7－(1)	⑤公用車運行管理システムの活用・充実	4			
			7－(1)	⑥職員給与、委員報償等の口座振込の促進	4			

9分類できないもの								
地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針（総務省）（平成18年8月31日）								
第1　総人件費改革								
1　地方公務員の職員数								
2　地方公務員の給与								
（1）　地域民間給与の更なる反映に向けた取組								
（2）　一層の給与適正化に向けた取り組み	**簡素で効率的な行政づくりの取組（総務省指針第3）** **総合計画2**	**大綱2 健全な財政運営（総務省指針第2－7）** **総合計画3**	3 使用料及び手数料等の見直し（総務省指針7－(1)）	7－(2)	①分担金及び負担金、使用料及び手数料についての定期的見直し	3	下水道における使用料、水道料金については統一に向け改正された。分担金及び負担金については平成22年6月議会において決定された。	C	水道及び下水道事業は、合併に伴う統一に向けた見直し作業が完了したことにより、今後、使用料等の見直し作業については、経常的業務として実施していくこととする。 また、福祉施設や教育施設については、それぞれ検討が行われているところであり、統一に向けた全市的な基本的考え方については行革とは別に整理を行う。
3　第三セクター等の人件費			4 基金の有効活用（総務省指針7－(1)）	7－(2)	①類似基金の統合による有効活用	4	目的が類似していた基金を統合したほか、ふるさとづくり基金を創設した。	C	合併に伴う統一に向けた見直し作業が完了したことにより、今後は経常的業務として一定期間ごとに実施していくこととするため。
				7－(1)	②ふるさとづくり基金の創設	4			
第2　公共サービス改革			5 財産の適正管理（総務省指針7－(1)）	7－(1)	①土地等処分可能な財産の売却【財政課】	3	市有地の売却を進めるとともに、活用されていない施設の有効活用に向け検討が進められた。また、市が先行して取得している土地の利用についても検討を行った。		財源確保の観点から継続して処分可能な土地、資産について売却に向けた取組を進める。 また、活用されていない施設の有効活用については、それぞれ一定の方向性が出されたことから、今後通常業務として実施する。
1　公共サービスの見直し				7－(1)	①土地等処分可能な財産の売却【都市計画課】	3			
2　市場化テストの積極的な活用				7－(1)	①土地等処分可能な財産の売却【塩川総合支所】	3			
				7－(1)	②先行取得用地の利活用【財政課】	3			
第3　地方公会計改革（地方の資産・債務管理改革）				7－(1)	②先行取得用地の利活用【財政課】	3			
1　公会計の整備				7－(1)	②先行取得用地の利活用【都市計画課】	3			
			1 目標数値を定めた計画的な財政運営（総務省指針7－(1)）	7－(1)	①財政各指標の目標値設定と計画的・健全な財政運営	4	計画的・健全な財政運営に努めるとともに、財政分析を行いホームページで公表した。また、市税などの徴収率向上対策に取り組んだ。さらに繰上償還及び借換えを実施した。	A	財政健全化は行政改革の大きな柱であり、そのために計画的な財政運営の必要性は大きい。
				7－(1)	②バランスシート及び行政コスト計算書に基づく財政分析とその活用	4			
				7－(1)	③目標数値の設定と徴収率向上対策	4			
				7－(1)	④財政計画に基づく繰上償還と借換えの実施	4			
			2 事務事業評価による事業の見直し（総務省指針7－(1)）	7－(1)	①効率的、効果的な事務事業の見直し	4	事務事業の見直しを行うとともに、負担金及び交付金の適正化に向け見直しを行ったほか、団体生命保険事務委託については、総務課において実施した。	A	効率的な行政運営を行うための有効なツールの一つであり、更なる見直しを含め、継続する。
				7－(2)	②負担金及び交付金の見直し	4			
				7－(2)	③補助金交付の終期設定を含めた補助率・補助額の適正化	4			
				3－(1)	④団体生命保険事務委託の適正化	4			

2　資産・債務管理								
第4　情報開示の徹底、住民監視（ガバナンス）の強化								
地方公共団体における行政改革の推進に関する情報提供について（総務省）（平成22年1月25日）								
1　平成21年度地方行政改革事例集について								
2　内部組織等の共同設置について								
3　内部統制による組織マネジメント等について								
喜多方市総合計画（平成19年3月）								
計画の実現に向けて								
1　市民が参加しやすい行政体制の推進								
(1)　協働体制の推進								
(2)　市民の意見の反映								
(3)　情報公開の推進								
(4)庁舎等の整備改修								
2　効率的・効果的な行政体制づくり								

簡素で効率的な行政づくりの取組（総務省指針第3） **総合計画2**	**大綱2 健全な財政運営（総務省指針第2－7）** **総合計画3**	5財産の適正管理 （総務省指針7－(1)）	7－(1)	③活用されていない施設の有効活用【財政課】	3	市有地の売却を進めるとともに、活用されていない施設の有効活用に向け検討が進められた。また、市が先行して取得している土地の利用についても検討を行った。	A	財源確保の観点から継続して処分可能な土地、資産について売却に向けた取組を進める。 また、活用されていない施設の有効活用については、それぞれ一定の方向性が出されたことから、今後通常業務として実施する。
			7－(1)	③活用されていない施設の有効活用【学校教育課】	3			
			7－(1)	③活用されていない施設の有効活用【生涯学習課】	4			
			7－(1)	④「ふれあいパーク喜多の郷」共有地の権利取得	3			
			7－(1)	⑤集落集会施設の管理形態の検討	4			
			9	⑥本庁来庁者の駐車場確保検討	4			
		6定員管理及び給与の適正化 （総務省指針3－(1)）	3－(1)	①定員適正化計画に基づく定員管理	4	定員適正化計画に基づく定員管理を行い、国に準じた給与制度の適正運用を行った。	D	重複のため削除
			3－(2)	②国に準じた給与制度の適正運用	4			
		7地方公営企業の経営健全化（水道事業） （総務省指針1-(5)）	1-(5)	①中長期財政経営計画の策定	4	中長期財政経営計画を策定し、民間委託の調査検討を行った。また施設運営の見直しを行い山本ポンプ場を廃止した。さらに、喜多方市上水道事業と熱塩加納簡易水道事業を統合した。	A	水道事業健全化に向けた取組については、民間委託や加入促進について実施していく。
			1-(5)	②民間委託の調査検討、推進【水道課】	4			
			1-(5)	②民間委託の調査検討、推進【水道課】	3			
			1-(5)	③施設運営の見直し	4			
			1-(5)	④上水道事業と簡易水道事業の一体化の検討　【水道課】	4			
			1-(5)	④上水道事業と簡易水道事業の一体化の検討　【水道課】	4			
			1-(5)	⑤水道未加入者の加入促進	4			
		8第三セクター等の経営健全化 （総務省指針1-(6)(7)）	1-(6)	①第三セクターの経営状況の把握、組織の統廃合の検討	2	各振興公社の統合及び喜多方市開発公社所有の保留地の販売促進	A	合併に伴う統一に向けた見直し作業が完了。保留地については早期販売が必要である
			1-(7)	②（財）喜多方市開発公社所有の保留地販売促進	4			
		9下水道への加入促進 （総務省指針1－(5)）	1－(5)	①目標数値の設定と加入率の向上対策	4	対策本部を設置し加入促進に努めた。	B	7に包含
		１０その他	9	①事業所等からの広告掲載による自主財源確保の検討	4	広報及び太極拳ＤＶＤ	A	今後は広報のみでなく、自主財源確保のため取組む必要があるため。

⑴ 経営的視点の導入								
⑵ 簡素で効率的な行政組織体制								
⑶ 民間委託等の推進								
⑷ 行政評価の推進								
⑸ ICTの推進								
3 健全な財政運営の推進								
⑴ 計画的な財政運営								
⑵ 経費の節減								
⑶ 市有財産の有効活用等								
4 広域行政の推進								
5 適正な土地利用の推進								
6 行政データの整備・活用								
市民との協働体制づくりによる取組（総務省指針1－(8)）	**大綱3 市民と行政との協働体制の確立（総務省指針1－(8)）**	1 地域協働体制の推進（総務省指針1－(8)）	1－(8)	①協働体制の推進	4	自治基本条例の策定にむけ着手した。また、体育協会等の団体を統合した。また、男女共同参画社会の実現に向けた取組を行った。	A	地域の多様なニーズに対応する市民主体の活動が必要となる。
			9	②自治基本条例の導入	2			
			9	③各種団体等の統合促進	4			
			9	④男女共同参画社会の実現に向けた取組みの推進	4			
		２ＮＰＯの育成、ボランティア、行政区及び市民団体等との連携（総務省指針1－(8)）	1－(8)	①ＮＰＯ・ボランティア活動団体・行政区や市民団体等への支援と連携	4	喜多方市ボランティア活動センターへ支援、個人、市民団体との連携。	A	地域の多様なニーズに対応する市民主体の活動が必要となる。
		3 各種団体等の自立化促進（総務省指針1－(8)）	1－(8)	①各種団体等の自立化・自主運営化促進	4	各種団体の自立化・自主運営化の促進及び連携	A	各種団体の自立化については困難な面も多いが、今後とも継続して取組む必要があるため。
		4 その他	9	①地球環境にやさしいまちづくり	4	ゴミの減量化	A	地球温暖化防止に向け市民全体の取組が必要。
透明で公正な行政づくりによる取組（総務省指針5）	**大綱4 透明で公正な行政の確立（総務省指針5）**	1 情報公開の推進（総務省指針５）	5	①各種行政情報公開の充実	4	市広報の充実、ホームページ等、各種行政情報の充実に取り組んだ。また、各種モニター制度を活用した。	A	今後も様々な媒体を活用した各種情報提供の充実を図る必要がある。
			5	②各種モニター制度の充実と有効活用	4			
			5	③市広報の充実	4			
総合計画1	**総合計画1**	２パブリック・コメント制度の導入（総務省指針５）	5	①パブリック・コメント制度の導入	4	市の計画等についてパブリック・コメントを実施した。	A	市全体の統一した制度として導入され、今後も市民意見の把握のツールとして活用する必要があるため。

実施レベル	内　　容
1	調査・検討
2	実施に向けた協議、基準等の整理
3	一部実施
4	実施

評価	評価内容	評価結果
A	取り組み内容の見直し等により、さらに行政行革を推進する	18
B	関連する行政改革項目に包含し推進する	1
C	経常的業務として継続実施する（新たな大綱には明記しない）	3
D	計画期間内に終了したもの、及び整理する項目	2
総数	総数	24